

令和3年8月24日

保護者各位

野田市児童家庭部長

新型コロナウイルス感染症に係る通所自粛について（要請）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策及び通所自粛にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市では、令和3年8月2日付「新型コロナウイルス感染症に係る通所自粛について（要請）」にて、新型コロナウイルス感染拡大防止として、通所自粛期間を緊急事態宣言の期間等を踏まえて、8月31日までとしておりました。

今般、緊急事態宣言の期間が延長されたこと、また市内の感染状況等を踏まえ、下記のとおり通所自粛要請期間を9月30日までとすることといたします。

つきましては、家庭での保育にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 通所自粛要請期間

令和3年9月1日（水）から令和3年9月30日（木）まで

※通所自粛を強制するものではありません。

2. 期間中の学童保育料について

9月1日（水）から30日（木）までの期間、感染予防のため学童保育所への通所を自粛した場合は、特例として9月分の学童保育料を免除します。なお、10月分以降については決まり次第ご連絡いたします。

3. 通所自粛に伴う免除手続について

(1) 現在自粛をされている方【休所願いの提出は不要・電話連絡】

8月31日（火）までに各学童保育所に電話等で通所自粛延長の連絡をお願いします。（学童指導員から確認のお電話をすることがございます）。

(2) 9月から自粛される方【休所願いの提出が必要】

8月31日（火）までに「休所願い」に必要事項を記入し各学童保育所又は児童家庭課まで提出してください。郵送の場合は8月31日迄（消印有効）に児童家庭課宛に郵送してください。

※「休所願い」は各学童保育所又は市ホームページに様式があります。

お問合せ先 児童家庭課 04-7123-1093